

- 一 増負手當ヲヨコセ
- 一 年二回ノ昇給制ヲ確立シテ
- 一 維持料四十銭ヨコセ
- 一 増減ノ自由
- 一 疾病傷害ノ年當制ヲ確立シテ
- 一 月二回公休日制度ヲ制定シテ
- 一 組合加入ノ自由ヲ認メテ
- 一 予備ヲ配達負ノ互送ニシテ
- 一 事業費用本社負担

昭和五年十一月

時秀合掌職團

全協日本出版労働組合 東京支部